



短時間労働者の社会保険の適用拡大について

いよいよ今年の10月から、501人以上の企業について「社会保険の適用拡大」が施行され、一定の短時間労働者が新たに社会保険の対象となります。500人以下企業は当分猶予されますが、労使合意により、短時間労働者への適用が可能とできる検討もされています。今回のあおぞらレターでは、この適用拡大で新たに対象となる短時間労働者の要件等についてご案内いたします。



平成28年10月1日～ 新たに適用拡大の対象となる短時間労働者

- 被保険者の数が501人以上の「特定適用事業所」に勤務している者 ※被保険者数は現行の基準で判断
- 1週間の所定労働時間または1ヶ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満で、以下の全てに該当する者

要件	詳細
① 週所定労働時間が20時間以上である	就業規則、雇用契約書等に定められている週所定労働時間が20時間以上であること（雇用保険と同様）
② 1年以上の雇用見込みがある	次のいずれかに該当すること ・無期雇用または雇用期間が1年以上 ・雇用期間は1年未満だが雇用契約書に契約が更新の可能性が明示（もしくは更新あり） ※当初1年未満の契約で更新なしとしていたが、結果的に更新し上記のいずれかに該当する場合は、その時から加入
③ 月額賃金が8.8万円以上である	以下を除く所定内賃金が月88,000円以上（日給、時間給等は月額換算）であること ・時間外手当、休日手当、深夜割増手当等の割増賃金 ・通勤手当、家族手当、精皆勤手当等の最低賃金法で算入されない賃金 ・その他、賞与等1ヶ月を超える期間ごとや結婚手当等の臨時に支払われる賃金
④ 学生でない	昼間学生は適用対象外（雇用保険と同様）



現行の被保険者資格取得の「4分の3基準」が明確になります

- これまで、正社員以外の被保険者資格取得の基準は、行政機関の内部文書により「正社員のおおむね4分の3以上」とされてきましたが、今回の適用拡大にともない、法令で「1週間の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上」に明確化されます。
- 実態が雇用契約書の所定労働時間と相違している場合などの取扱いについても、一定の基準が示されました。



※詳細は下記 URL をご覧ください。

- 日本年金機構「事業主の皆様へ 短時間労働者に対する適用拡大が始まります」
<http://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2016/0516.files/20160516.pdf>
- 日本年金機構「短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大Q & A集」
<http://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2016/0516.files/0516.pdf>

今回の法改正は、被保険者数が501人以上の大企業にとっては、保険料負担が増えるかもしれない大きな改正です。ただし、今後、労使合意が整えば、中小企業でも加入できることが検討されており、人員や労働力確保の観点から、中小企業も動きを注視する必要があるようです。

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277